

## 平成26年8月定例教育委員会会議録

日 時	平成26年8月18日（月） 午後3時～午後5時50分	
場 所	秦野市役所本庁舎4階議会第1会議室	
出席委員	委員長 望月 國男 委員長職務代理者 高橋 照江 委員 飯田 文宏 委員 内田 晴久 教育長 内田 賢司	
欠席委員	なし	
委員以外 の出席者	教育部長 水野 和成 生涯学習課長 佐藤 正男 教育部参事 小山田幸弘 図書館長 石井 勇次 教育総務課長 山口 均 公民館担当課長 井手 則夫 学校教育課長 片野 新治 教育総務課課長補佐(庶務担当) 鈴木 利昭 教育指導課長兼 教育総務課庶務班主任主事 小泉 祐介 教育研究所長 柏木 荘一	
傍聴者	1名	
会議次第	<h3 style="text-align: center;">8月定例教育委員会会議</h3> <p>日 時 平成26年8月18日（月） 午後3時</p> <p>場 所 秦野市役所本庁舎4階議会第1会議室</p> <p style="text-align: center;">次 第</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 会議録の承認</li> <li>3 教育長報告及び提案           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成26年9月の開催行事等について</li> <li>(2) 臨時代理の報告について               <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 報告第12号 秦野市立公民館条例施行規則等の一部改正について</li> <li>イ 報告第13号 市立小中学校教職員の人事上の措置について</li> </ol> </li> <li>(3) 審議会等の見直しに係る要綱等の改廃について</li> <li>(4) 平成26年度坡州市英語村中学生派遣事業について</li> <li>(5) 平成26年度東海大学主催中学校教員向け「武道（柔道）・ダンス」講習会について</li> <li>(6) 平成26年度ふるさと秦野検定の実施結果について</li> <li>(7) ふれあい通学合宿の実施結果について</li> </ol> </li> </ol>	

	<p>(8) 広域連携中学生交流洋上体験研修の実施結果について</p> <p>(9) 秦野たばこ資料展について</p> <p>(10) 朗読コンサートについて</p> <p>(11) 平成26年度市民大学（専門学習塾）について</p> <p>(12) 子どもの事件・事故等について</p> <p>4 議案</p> <p>(1) 議案第11号 平成26年度教育委員会教育行政点検・評価報告書について</p> <p>(2) 議案第12号 平成25年度秦野市一般会計（教育費）決算について</p> <p>(3) 議案第13号 平成26年度秦野市一般会計（教育費）予算の補正について</p> <p>(4) 議案第14号 秦野市曾屋ふれあい会館条例の廃止に係る申し出について</p> <p>5 協議事項</p> <p>(1) 全国学力・学習状況調査について</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 子ども子育て支援新制度について</p> <p>(2) 教育委員会制度について</p> <p>7 閉 会</p>
会議資料	別紙のとおり

望月委員長

それでは、ただいまから8月の定例教育委員会議を開催いたします。

お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、会議録の承認についてですが、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

なお、秘密会につきましては、ご意見、ご質問がある場合は、会議終了後、事務局に申し出てください。

よろしいでしょうか。

—特になし—

望月委員長

それでは、ないようですので、会議録を承認いたします。

次に、教育長報告及び提案の(2)臨時代理の報告について、イ 報告第13号、市立小中学校教職員の人事上の措置について、及び(12)子どもの事件・事故等については、個人情報が含まれていますので、秘密会での報告としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

望月委員長

よって、(2)臨時代理の報告について、イ 報告第13号、

教育長

市立小中学校教職員の人事上の措置について、及び（12）子どもの事件・事故等については秘密会といたします。

それでは、教育長の報告及び提案についてお願いいたします。

それでは、資料のNo.1をごらんいただきたいと思います。「平成26年9月の開催行事等について」でございます。

9月2日、定例の記者会見。午前中が日刊紙、午後が地方紙です。

9月3日から、第3回の議会定例会が開会されます。10月3日までの会期でございます。決算審査が行われる議会になります。

9月6日、午後2時から図書館の視聴覚室で語りと音楽、花音による朗読コンサートということで、小学生以上を対象として第7回目になりますが、朗読コンサートが行われます。

9月8日から12日は小学校の修学旅行です。別紙に参加予定数、日程が入っておりますので、ごらんいただきたいと思います。

9月9日と30日は、例月行っておりますブックスタート事業でございます。

9月13日、中学校の体育祭が行われます。これは全校一斉でございます。

9月18日から21日が、第59回秦野市文化祭のうちの水墨画展。文化会館展示室、第1会議室で行われます。

それから裏面に行ってくださいまして、26年度の中学生の英語スピーチコンテスト。これは市民自治振興課が主管をする事業でございますが、教育指導課がお手伝いに行きまして、文化会館が会場です。今回は15名の出場になります。

9月26日、定例教育委員会会議を予定しております。

9月18日から28日は、秦野たばこ資料展。本町公民館で行われます。たばこ祭が27日、28日に開かれますので、それに合わせております。

それから、26年度の市民大学専門学習塾が開催され、専門講義「東海道」、「万葉集の世界」がございます。この「万葉集の世界」については、毎回、大変好評いただいているという状況でございます。

9月28日、講演会で「徳川家〈南葵音楽文庫〉のたどった道：ベートーヴェン自筆楽譜を軸に」は、慶應義塾大学の美山良夫名誉教授に講師をしていただき、図書館の視聴覚室で実施をいたします。

私からは以上で、次からはそれぞれ部長、課長から報告をさせます。

生涯学習課長

それでは、臨時代理の報告ということで、資料2の報告第12号について、ご説明いたします。

ご承知のとおり、本市は来年1月に市制施行60周年を迎えますが、現在、全庁的にさまざまな記念事業に取り組んでいます。

その一つとして、市民や団体が事業主体となる市民企画事業について、8月1日から募集が始まっています。お手元の資料の中で、参考資料として、60周年記念事業の所管課の企画課が作成した募集チラシを添付しておりますが、これに基づき、市民企画事業を募集しているところです。

この市民企画事業を支援するため、公共施設でこの事業を開催する場合、施設使用料を特例的に減免することが、市の政策として決定されました。

これに伴い、公民館と宮永岳彦記念美術館について、他の対象施設と同様、減免の特例措置を講じるため、それぞれ使用料の根拠条例になっております公民館条例施行規則と宮永岳彦記念美術館条例施行規則について、8月1日を施行日に改正いたしましたので、教育長の臨時代理ということで処理させていただきました。

なお、市民企画事業の申請、受付は企画課が担当し、承認については、市制施行60周年記念事業の庁内推進委員会が設置されていますので、その中で審査により決定していくという形になります。

また、特例措置の期限としましては、この市民企画事業の実施期限と同じ平成27年12月31日となっています。

教育総務課長

私からは、審議会等の見直しに係る要綱等の改廃について説明をさせていただきます。資料3をごらんください。

これにつきましては、本市で、現在、設置している審議会、委員会の適正な配置とスリム化を目指しまして、附属機関及び懇話会に関する指針が昨年7月に制定をされ、その後、全庁的な見直しをさせていただいております。

裏に指針は付けてございますが、そういった中で教育委員会に関係する要綱等の見直し、この指針に基づいて実施をするものでございまして、全庁的には100件程度の対象のものがあるのですが、教育委員会についてはここに列記しました10の要綱の改正及び廃止ということになります。

これにつきましては、おめくりいただいて指針の1ページに定義の下に表がございまして、そもそも市長その他執行機関、教育委員会も含めての長の求めに応じて、調査、審議及び審査、そういうものを行う場合に、地方自治法及び条例によって設置をするこ

とが定められてございます。

要綱等で同様の調査、審議等を設置する事例があり、それを見直していくということが1点。報告書及び答申、そういったものを求めない、懇話会や協議会を名前の中に、例えば委員会というよく使う名前ですが、そういったものは市長もしくは教育委員会の長の要求に応じて、条例に位置づけをする必要があります。そういったものでないものにつきましては、懇話会や協議会という名称に、区分をするということでございます。

戻っていただきまして、教育委員会につきましては、まず要綱の改正ということで、改正は大きく3点ございます。

まず1点は、附属機関ではないということ、委員会という名称を改めて、附属機関ではないという位置づけをする必要がある。それと、今までの要綱設置の審議会、委員会を条例等でしっかり位置づけをしていくというもの。それと、その活動の必要性が、もう目的が達成したというものは整理して廃止する。その3点がございます。

一番上の4件、改正については、これについては附属機関ではないということを明確にしていき、1番目、一貫教育の関係については、「委員会」を「協議会」という名称に変えていく。

2番目、内部組織と一部オブザーバーという組織にしていたのですが、内部組織に統一をして、外部委員はオブザーバーとして参加するということを位置づけています。

3番目、これは「委員会」という名称を、ご意見をいただく「懇話会」という位置づけにしていく。

4番目、公民館につきましては、もともと「協議会」という名前ですが、任命権者が教育長になっているところを、「懇話会」という位置づけの中で、代表的なものを変えていくというものでございます。

下の6件につきましては、目的を達成いたしましたので、要綱を廃止していくというものです。

その中の3番目で、生涯学習推進市民会議設置要綱。これにつきましては目的達成ではなくて、附属機関の社会教育委員会議の部会に移行していくことで、社会教育委員会議自体は法令に定めてございますので、条例ではなくて今は規則で附属機関の位置づけをさせていただいております。そこに規則を改正して部会という位置づけにして、規則の中に設置をしていくものです。

規則の改正が伴うわけですがけれども、この3番につきましては、実は今の秦野市の附属機関の設置条例というのを整理した後、9

教育指導課長

月議会に上程することになっていきますので、その議決後に、速やかに規則を改正することになりますので、市議会の議決の状況にもよりますけれども、場合によって臨時代理ということで、社会教育委員会議の規則のほうを先行して変えさせていただくこととなり、9月定例会でご報告ということになると思います。

いずれにしても、附属機関と意見聴取、意見交換をいただく懇話会、協議会というものを明確に分けていこうということで、この要綱の改廃等を実施するということでございます。

以上でございます。

続きまして、資料の4番をごらんください。

平成26年度坡州市英語村中学生派遣事業の報告です。

1番、日時は7月27日から6泊7日で行ってまいりました。

3番、人数ですけれども、中学生が本年度も20名、引率が3名、市民自治振興課職員と北中学校の田中総括教諭、本町中学校の小島教諭をお願いして行ってきました。

研修の概要については(2)、本年度は、秦野市の中学生20名と韓国の坡州市の中学生20名、韓国と日本人のみであったということです。

(4)研修では、日本と韓国の中学生が大体13名から14名ずつ3クラスに分かれて学習をした。両市中学生の学年と英語習熟度が合うように考慮された編成をしていただけたということです。

(5)研修には、ホームルーム、語彙をふやすためのアクティビティー、クイズ、石けんづくり、調理実習、演劇など多彩なプログラムが盛り込まれていたということです。

裏面をごらんください。

まず、研修の1日の流れ、これはごらんいただければと思います。

真ん中ほどに研修を通した子どもたちの様子ということで、

(1)①最初は緊張しておったわけですがけれども、最終日には笑顔でコミュニケーションがとれたということです。

(2)①韓国の生徒たちの積極性、それから英語力の高さに、日本人の中学生は大変刺激を受けたということ聞いております。

今後の予定の(2)です。今回の経験を、インターナショナルフェスティバル、11月8日に開催されますが、そこで報告を行うということになっております。

続きまして、資料5番をごらんください。

東海大学が主催いただいた中学校教員向けの武道、ダンスの講習会についての報告です。

今年度で3年目となる研修会、秦野市、平塚市、伊勢原市の中学校、保健体育科教員を対象として実施されました。

午前中は、日本女子体育大学の宮本先生から、「探究的な学習を生かしたダンス・柔道の授業」について、また、東海大学の宮崎教授から「体育授業における安全管理」、この2本の講義が行われました。

午後は実技講習ということで、希望する研修、ダンス、柔道それぞれに分かれたということです。

ダンス研修に関しては、東海大学の中村教授を中心に、「心を開き、体を弾ませるダンス・表現運動指導のコツ」の研修を行いました。また、柔道研修におきましては、指導経験者と指導未経験者に分かれて、東海大学の中村教授と水元教授が模範演技を交えながら、直接指導をいただけたということです。

続きまして、資料の6番、今年度のふるさと秦野検定の実施結果ということで、今年度7月26日の土曜日に開催しました。1、2、3級とあるわけですが、全体的に参加人数は昨年度より若干少なくなっております。

また、1級の合格者ですけれども、今年度は37.5%の子どもたちが合格、2級に関しては70.2%の子どもが合格しています。

なお、昨年と比較しまして、1級に関しましては昨年は82.5%の合格率、本年度は37.5%ということで、難易度が高くなったというわけではありませんけれども、かなり合格率が下がった。また、2級に関しましては、昨年は合格率が48.3%、本年度は70.2%。2級におきましては、合格率がかなり上がりました。

ただ、若干参加者の人数が減ったということと、合格者がこれだけ変動があったということにつきましては、今後また検討、調査していきたいと考えております。

私からは以上です。

それでは、生涯学習課からは資料7から資料9までの3件について、ご説明いたします。

資料7のふれあい通学合宿と資料8の広域連携中学生交流洋上体験研修については、前回の教育委員会議で実施概要等を説明いたしました。今回はその結果について、ご報告いたします。

まず、ふれあい通学合宿でございますが、今年も大根中学校区

生涯学習課長

の広畑小・大根小の4年生から6年生を対象に、学校、幼稚園、PTA、地域の長寿会や商店会などの各種団体、そして意欲のある多くのボランティアが連携して、7月2日から5日までの3泊4日の日程で、大根公民館を会場に取り組みました。

参加者は、大根小30人、広畑小19人、合計49人の小学生が参加し、それを支える学生ボランティアとして大根中学校の生徒13人、資料に書いていませんが、東海大学ローバースカウト隊14人が協力をしました。

調理や清掃などの集団生活体験、近所11家庭のもらい湯、下大槻団地長寿会との交流、東海大駅前商店会の6店舗での職場体験、キャンプファイヤーなどさまざまな活動を通じて、参加者は学年・学校の枠を超えた交流、地域のさまざまな方々とのふれあいを深め、最終日のさよならパーティーでは、参加者、ボランティア、保護者が一堂に会しまして、4日間の活動を映像、参加者の声で振り返り、実行委員会から参加者一人一人に修了証を手渡しました。また、内田教育長からは、学生ボランティアに継続的に協力している東海大学生に対し、感謝状を授与しています。

続きまして、資料8をご覧ください。

船上での集団生活を通じて、協調性を養い、市町村の枠を超えた仲間づくりを図る広域連携中学生交流洋上体験研修は、7月30日から8月1日までの2泊3日で実施いたしました。

研修生は、秦野・中井・大井・松田・二宮・清川の1市4町1村の中学生67人で、前回もご説明しましたが、韓国のセオル号沈没事故の影響などから、定員100人を割る結果となりました。この67人の研修生を支えるスタッフとして、22人の大人たちが東海大学海洋調査研修船「望星丸」に乗船し、清水港から新島に向かいました。

台風など心配された天候は、今回3日間とも晴天に恵まれ、研修生は10グループに分かれ、船内での集団生活を初め、海洋観察や星空観察、洋上フェスティバル、新島での海水浴や歴史散策などスケジュールどおりの活動を行い、若干、船酔いをした研修生もいましたが、けがや病気もなく、無事に事業を終了することができました。

ただ今報告いたしました通学合宿と洋上体験研修については、参加者やスタッフの感想や意見を聴取し、その結果を検証して次回に反映していくため、実施報告書を作成しています。本日は残念ながら間に合いませんでしたが、完成次第、委員の皆様にもお配りしていきたいと思っております。



図書館長

続きまして、資料9の秦野たばこ資料展ですが、先ほど教育長からも説明がありましたが、本市産業の発展の礎となった、たばこ耕作の歴史を振り返り、郷土秦野に果たしてきたその役割を広く紹介していくため、毎年、たばこ祭に合わせて、開催しています。

今回は、農具やたばこ葉、当時の耕作写真など生涯学習課が所蔵する資料60点を、本町公民館1階展示コーナーで9月18日から28日まで展示してまいります。

また、たばこ祭開催当日には、たばこ耕作の関連書籍コーナー、たばこ耕作とは関係ございませんが、昨年、全国報徳サミットを契機に取り組んでいる二宮尊徳の教え、報徳仕法の啓発コーナーも設置をするとともに、職員による展示物の案内、それから「秦野市史」の販売も行っています。

以上で、生涯学習課からの説明といたします。

それでは、図書館からは資料10、資料11についてご説明いたします。

まず、資料10、花音朗読コンサートについてご説明いたします。

花音朗読コンサートにつきましては、ことしで第7回目を迎えます。期日が9月6日土曜日、13時半開場、14時開演で、図書館2階視聴覚室で行います。

今回は、まど・みちおさんの世界ということで、お話、また、それにかかわりました歌を入れながら語りかけていただき、対象として小学生以上。保護者同伴、また、大人の方でもご参加できますので、ぜひ多くの方に参加いただければと思っています。

なお、この花音というグループは、2005年に結成されました3人組の女性のグループです。県内の文学館あるいは美術館等でも様々なコンサートを実施しております。

続きまして、資料11、秦野市・東海大学提携市民大学専門学習塾についてご説明いたします。

26年度の市民大学講座につきましては、今年度は三つの流れ、東海道、もう一つは東海道と矢倉沢往還、万葉集ということで考えております。

1の東海道につきましては、こちらの資料では日程調整中ということでしたが、先般、土曜日にやっと調整が付きまして、11月1日土曜日、13時半から15時まで出口先生にお願いをいたします。

講義2の「東海道と矢倉沢往還」につきましては、馬場先生に

10月18日、25日の2日間で実施します。また、ことしで13回目になりますが、万葉集の世界につきまは、志水先生に9月27日から5回の講義で予定しております。

この市民大学は、東海大学の専門的な講義を、大学に行かなくても、市民の皆さんが身近にあります図書館で受講できるため、大変好評を得ております。

これにつきましても、9月1日号の広報にも載りますが、9月1日はたまたま図書館が休館日のため、2日からの応募受付をいたしますので、ぜひPRしたいと思っております。

以上になります。

望月委員長

ありがとうございました。

教育長報告に対するご意見、ご質問を受けたいと思いますが、半分に分けたいと思います。(1)から(5)まで最初にやрьまして、次に(6)から(11)について、ご意見、ご質問を受けたいと思います。

最初に(1)から(5)まで、何かありましたらお願いします。

飯田委員

秦野市制60周年記念の企画事業の件ですが、事業の承認・不承認をされる委員会がつけられるということですが、この委員会のメンバーは、どういう方がなされるのか、差し支えなければ教えてください。

生涯学習課長

承認機関については新たに設置するものではなく、60周年記念事業を推進するために、既に設置されている各部の所管課長で構成する庁内検討組織で承認していきます。この組織の中で、参考資料にある募集内容に照らし合わせ審査をする形になっています。

望月委員長

ほかにどうでしょうか。

内田委員

資料3の審議会等の見直しに係る要綱等の改廃についての中の教育史の編さん委員会についてですが、これは、多分、教育史を編さんしていく上で委員会を設置されたということだと思います。今回、これは目的達成のため廃止となっていますが、これは、将来的に、例えば50周年とか100周年とか、必要に応じてまたつけられるという理解でよろしいですか。

教育総務課長

目的達成のために廃止で、もうつからないということではございません。ただ、今度つくる場合には、先ほど言いました今度の市議会で、秦野市附属機関の設置条例があります。その条例の別表で、改正という形で必要な検討委員会、この市史編さんに限らず、教育関係で必要な委員会、市長への諮問、答申、調査等が必要な場合には、今度設置されます条例に位置づけし、設置してい

内田委員

き、当面はすぐやる必要がないので、新しい条例の中には位置づけしないで、今回は要綱を廃止するということです。

生涯学習課長

歴史編さんというのは、大体何年置きぐらいで出されるのですか。

編さんのスパンのご質問ですが、資料がありませんのでお答えできませんが、市史の編さんは現代編まで一応完成しており、現在、編集作業は休止状態になっています。

ただ、今後、編さん作業をやらなくていいのかということではなくて、必要になれば、当然編さん作業は再開していきますので、その際は、改めて設置要綱などの制定など手続を踏んでいくこととなります。ご質問の編集作業のスパンは、後日調べてお答えします。

内田委員

わかりました。

望月委員長

同じくその審議会等の見直しについて、公民館、公運協について、ここは委員を「委嘱」から「指名・選出」とするとあります。いわゆる「教育委員会が委嘱する」なのか、あるいは「館長が委嘱する」なのか、ここはどうですか。

公民館担当課長

今の委嘱の話でございますが、附属機関ではないということで、「委嘱」という言葉は使いません。今まで、「教育委員会が委嘱する」ということで、昨年に要綱の一部改正したのですが、附属機関ではないという位置づけの中で、「委嘱」という言葉は取りましょう、削除しましょうということで統一されまして、今度は教育長が選出・指名するというところでございます。

望月委員長

従来は、教育委員会が委嘱していたわけですね。では、教育委員会が委嘱するということは、公運審と同じようなスタイルだったわけですね。

これは、公運協は教育委員会が委嘱したり、あるいは相模原市は館長が委嘱したりするわけです。ですから、その自治体の一つの要綱等によって違うと思います。

まだ茅ヶ崎市は公運審が残っています。中身はともかくとしても、審議会がそのまま残っている。だから、今、この「指名・選出」について、秦野市の「委嘱」は、公運協の場合に、従来は委員会がしたのか、館長がしたのかということでお聞きしました。

ほかにどうでしょうか。

坡州の英語村の派遣ですが、今、日韓関係が国のレベル、あるいは政治のレベルでは非常に冷え切ったような状況になっていて、大変残念な思いもするわけです。

ですから、こういうときこそ子どもはそういうものを乗り越え

て、積極的に交流することは重要だと思います。8月24、25、26日、韓国の坡州市の少年サッカーチームが来て、東海大学にお世話になって、秦野市の子どもたちと交流を深めます。

坡州市との交流というのは、県下の韓国の姉妹都市との交流の中で、秦野市は抜群に交流が盛んです。ですから、こういうときこそ未来に生きる子どもたちがこういうふうに関係するというのは、非常に素晴らしいことではないかなと思います。

そういう面で秦野市の韓国に対する考え方とか姿勢というのは、非常に評価できるものではないかなと私は個人的に思っています。

今回、中学生が行って、それぞれ韓国の生徒が、英語に積極的に取り組んだり、英語ができるというのは、小学校から習っていますからできるはずです。日本もやがてはそうなるわけですけど、英語教育の熱の入れ方が、少し日本とは違うわけです。

それから、武道とダンスの講習会は、今年度3年目を迎えています。ここでやっと課題が見えてきた感じがします。私も企画課とかスポーツ課、あるいは体育学部長と連絡をとりましたが、どこが中心になるかという見えない部分もありました。

これはやはり3年になって具体的に見えてきました。ことしは3市だけだった。来年、もし3市2町でやるのであれば、東海大学へ3市2町の教育委員会がお願いするスタイルをとるのか、あるいは、東海大学が中心になって、こちらに呼びかけるのか、そういう課題が見えてきたのではないかなと思います。それから、ことしは実行委員会も開きませんでした。私は第1回目にかかわりました。

いずれにしても3市と東海大学が集まって、課題点を整理して、これからのことを煮詰めていくのがよろしいかなと思います。

ほかにどうでしょうか。

飯田委員

資料4で、英語村に行かれた中学生の学年の内訳はどのようでしょうか。

教育指導課長

学年ですけれども、2・3年生が5名ずつ、1年生が10名ということです。

望月委員長

ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

—特になし—

望月委員長

それでは、ないようですので、(6)から(11)までについて、質問、ご意見等お願いいたします。

内田委員

ふれあい合宿について、私、ことし望月委員長に誘われて2日目でしたか、訪問させていただきました。夜のキャンドルファイ

ヤーのところ到最后まで参加させていただきましたが、非常に楽しい雰囲気でした。

子どもたちもちろん楽しんでいましたが、それを運営する側の先生方とか地域の方々が、非常に多くかかわっているなというのが一つ大きな印象でした。そういうことがあるからこそ成り立っているということがわかりました。

ほかのところでもできるといいですね。

生涯学習課長

総合計画の中でも位置付けているとおり、生涯学習課としてはこの取り組みを広げていきたいという気持ちを常に持っています。

内田委員もおっしゃられたとおり、大根地区には、東海大学をはじめ他の地区にない特徴的な地域力というのがありますが、通学合宿は、教育委員会が主導するのではなく、地域が主体となって事業展開していくもので、ほかの地区もこの活動を捉えて、地域のさまざまな団体や学校、PTAなどが理解を深め、連携していけば必ずできると思います。

ただ、午前中の社会教育委員会会議でも、やはり同じ話題がありましたが、まずは、この活動や成果について広めていくことが肝要で、この事業が始まって時間がたっていますけど、そういう地道な取り組みを進めていくしかないのかと思います。大根地区に限らず全市的な取り組みになればという気持ちはございますが、なかなかそうはいっていないのが現実です。

高橋委員

今の件で、後ろの点検評価の佐野先生のあと書きにも触れていますが、大根地区はもう長年経過しているので、今のスタイルがもう出来上がっていると思います。それと同じような形でなくても、できる範囲で進めていかないといけないのかなと思います。そちらに向けて、ぜひ進んでいっていただきたいという気持ちがあります。

望月委員長

私は、ことし初めて、6月下旬に開かれた事前研修会に行きました。私は行ってよかったと思っています。なぜかというと、関係する人たちが全部来て、生徒を集めてオリエンテーションをやっていました。

私は何人か知人もいましたので、いろいろと聞いてみたら、「先生、かかわることが、毎日楽しいんです。」ということをおっしゃっていた人もいたので、こういう人たちに支えられているのかなということ、改めて思いました。

これは、あくまでも市は後方支援という形ということがよくわかりました。本当にこれはある面で望ましいスタイルかなと思います。

ました。

この学校力、PTA力、地域力、その三者にプラス行政力が後方支援で回って、まさにこの四輪駆動がかみ合って、相互補完し合って、このふれあい合宿というものが実のあるものになってきているのかなということを、改めて思いました。

事前研修会に参加してみて、参考になりましたので、あの良さを再確認するとともに、また、高橋委員が言った違う地域でもできれば、あるいはスタイルを変えながらできたらいいと思います。

ただ、市が後方支援でやるというスタイルは貫いてほしいと思います。そうすると、地域の人たちも盛り上がり、地域も活性化するような感じはします。いずれにしても、担当課、ありがとうございました。

ほかにどうでしょうか。

飯田委員

今の件でよろしいですか。このふれあい通学合宿の実行委員の会長というのは、毎年PTA会長がやることになっているのでしょうか。

生涯学習課長

基本的に広畑小と大根小のPTA会長の輪番制となっています。今回は会場の大根公民館に近い大根小のPTA会長となります。次年度は広畑ふれあいプラザが会場になるので、広畑小PTA会長という形となります。

望月委員長

ほかにいかがでしょうか。

—特になし—

望月委員長

それでは、ないようですので、次の議案に移ります。

本定例会には、4点の議案が提出されています。

まず、「議案第11号 平成26年教育委員会教育行政点検・評価報告書について」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、「議案第11号 平成26年度教育委員会教育行政点検・評価報告書について」、ご説明させていただきます。

ご承知のように、地方教育行政法27条第1項に規定がございます、教育行政の事務の管理及びその執行状況について、毎年度点検・評価を行いまして、その結果を報告書にとりまとめるとともに、市議会、また広く市民に公表するというところで提案をするものでございます。

お配りさせていただきました緑色の点検・評価報告書と資料編の2冊でございます。緑色の報告書をごらんください。

まず、この報告につきましては、4月の教育委員会会議から、協議という形で実施させていただいてございます。

1ページから3ページが点検・評価の概要でございます。目的、

対象。対象につきましては教育委員会の活動の状況3項目、それと25年度基本方針に基づく主要施策、22の施策について点検・評価をさせていただきました。

2ページに経過がございます。4月から毎回教育委員会議で協議をしていただくとともに、従来内部評価でやっていたものを、本年度は6月13日に、2ページの下にございますが、点検・評価会議、一つの点検・評価会議という組織をつくって、教育関係、PTAやOBを入れさせていただいて、自己評価の次に、この点検・評価会議の点検・評価をしていただいて、最終的には教育委員による点検・評価というふうなことで進めさせていただきました。

なお、3ページの学識経験の総合評価につきましては、今年度、学校教育関係は小林教授で変わりませんが、生涯学習関係については佐野美三雄先生にお願いをしております。

4ページから16ページにかけて教育委員会の活動の状況でございます。

4ページから25年度定例会、臨時会の活動の状況、定例会12回、臨時会4回開催しました。それと5ページにございます審議の状況では、教育長報告ほか議案が21件、協議事項が15件、その他10件で、教育委員会会議の議事の状況を載せています。

10ページからが教育委員会議以外の状況では、学習会や学校訪問、その他研修会、各種事業を52回ほど、延べ102人の委員さんに出席をしていただいた状況を10ページから13ページまで載せています。

14、15ページでは、その活動の状況の内容と評価を一覧にまとめさせていただきました。16ページに活動に対する総合評価を、総合評価の中では新しい制度へ円滑な移行ということで、新しい制度の部分が記載されてございます。

続きまして、17ページから第3章 平成25年度主要施策を40ページまで記載しています。主要施策につきましては、まず自己点検・評価、各教育委員会事務局の担当課での評価を行い、先ほど申しました教育施策点検・評価会議で同様の評価をしていただき、最終的に教育委員評価ということで、実施をさせていただきました。

18ページの上に表がございますが、A～DのランクでAは拡充、Bは継続、Cは改善・見直し、Dは廃止という評価をしていただきまして、最終的に教育委員による評価の中では、A評価が

3施策、B評価が18施策、C評価が1施策、D評価がなしという結果になりました。

具体的な部分でございますが、資料編にも細かく書いてございますが、21ページから各施策の状況と評価の内容が書いてございます。

まず21ページ、主要施策では1番が教育環境の計画的な整備では、5施策載せさせていただいています。全てB評価ということですが、例えば21ページの2番目の西中学校屋内運動場の事業につきましては、点検・評価会議ではC評価で、見直しということか、日ごろの意見ですとかをまとめながら進めていってほしいということで、C評価になっています。

そのほかは全てB評価ということで、継続して実施していくという評価になりました。

25ページからが2番目のいじめや不登校のない学校の充実ということで、5施策載せさせていただいています。

拡充して実施するA評価が2、継続実施2、C評価の改善・見直しが1施策となっております。

いじめ・不登校対策の推進がA評価ということ、また、27ページになりますが、9番目の郷土の特性を生かした育成事業の実施というところが、教育委員の評価について、C評価ということになりました。

一層効果が上がるように、時代に合わせた取り組みを推進していくことが重要であると、地域性を生かして幼小一貫教育の兼ね合いを考慮しながら、予算にも対応していくような必要があるということで、より一層の見直し・充実をというような評価をいただいております。

29ページが3番目で、幼小中一貫教育の推進と、子ども一人一人に対応した教育の充実では、4施策でございます。A評価が1、B評価が3でございます。その部分につきましては、31ページ、14番につきましては、A評価ということになっています。より拡充した取り組み、積極的な取り組みをというコメントになっています。

33ページから生涯学習の推進では、5施策ございます。全てB評価ということでございますが、中には35ページ18番、文化財の部分については担当課の自己評価はCというふうなことで、見直し・改善という自己評価をされています。

続きまして、37ページからの図書館サービスの充実では、これも3施策全てB評価でございますが、37ページ20番の読書



活動の支援について、自己評価でCでした。

続きまして41ページ、第4章 学識経験者の知見でございます。

小林教授と佐野先生にいただいております。特に小林正稔先生のほうからは、41ページの「はじめに」という部分、核になるイズムというようなお話で、何かと言えば児童・生徒の最大の利益、発達保障、これを確実に履行することをイズムといいまして、イズムが希薄になっている。単に授業に対する数的な達成がその評価の中心となっているという、評価のための評価という状態になっているということで、24年度も評価をいただいておりますけれども、なかなか改善が見られない、さらなる努力をとということが書いてございます。

その総合的な部分に加えて、どちらの先生も一つ一つの事業について意見をいただいております。

一つ一つの評価をしていただいて、連携の必要性ですとか、そういった部分を示していただいております。特に事務局といたしましても、これを再度確認させていただいて、26年度、これからも事業実施に向けて、十分にこういった視点を持って事業を進めていきたいと考えてございます。

この点検・評価につきましては、先ほど教育長報告で9月3日から第3回定例会が開催をされ、その中で文教福祉常任委員会に内容の説明をさせていただいて、その後、全議員に配付をしていき、その後、ホームページへの掲載ですとか、公民館等に置いて、広く公表していく予定になっております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

望月委員長

それでは、ただいまの説明に対してご意見、ご質問ございますか。

いかがでしょうか。

学識経験者の知見の小林先生、それから佐野先生ですね。小林先生は平成6年から秦野の教育にかかわっていただいております。それから、今、市長部局のいろいろ委員などもやっていただいて、現在、鎌倉に住んでいますが、かつては曾屋に住んでまして、3、4年前から鎌倉に住んでいます。

秦野市の長い間の学校教育を中心に携わり、市の審議会等にもかかわっていただいているし、それから秦野の市民であったということで、秦野をこよなく愛しているし、秦野の状況もわかる。これを読みますと、非常に指摘の鋭さといえますか、説得性

を感じます。

佐野先生もずっと県で社会教育畑を長い間やっけていまして、秦野市の社会教育委員も長い間やっけていましたので、同じく秦野の市民であり、社会教育のエキスパートとしていろいろ厳しい指摘もされているのかなと感じています。

それから、私は特に小林先生には指導課長が中心になって、直接お会いして、いろいろ聞いてみる。巡回教育相談、支援相談も実は小林先生のアイデアで取り入れました。あとはソーシャルスキル。

一度お会いしていろいろとご示唆をいただくといいかなと思います。

それから、佐野先生は時々市役所のほうにもお見えになりますので、お聞きしてみると、またアドバイスいただけるのではないかなと思いますので、生涯学習課長が、直接お会いしたらいいかなということを考えています。

いずれにしても、これだけ労作、本当に教育総務課を中心に教育委員会の関係各課と教育委員の皆さん、本当にありがとうございます。皆さんの汗と苦労がこの中にあらわれているのではないかなと思います。

ほかにありますか。

—特になし—

望月委員長

では、「議案第11号の平成26年度教育委員会教育行政点検・評価報告書について」、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第12号 平成25年度秦野市一般会計（教育費）決算について」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

「議案第12号、平成25年度秦野市一般会計（教育費）の決算について」、市長に意見を申し出る必要が生じ、第3回定例会に提出するため、議決を求めるものでございます。

提案の理由でございます。

これも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、市長が教育に関する議会で議決を得る議案を作成した場合は、教育委員会の意見を聞かなければならない。こういった規定に基づきまして提案をさせていただくものでございます。

おめくりいただきまして、1ページ。25年度教育費の一般会計・教育費決算、歳出の総括表でございます。

教育費は、教育総務費から社会教育費まで5つの項に分かれて  
ございます。特に一番右側に予算に対する執行率がござい  
ます。2番目の小学校費が57.5%、中学校費が42.1%、その他  
はおおむね45%前後でござい  
ます。

合計の欄で、予算の現額としては47億9,359万1,000  
円、決算額が33億4,241万1,279円、翌年度への繰  
り越しが12億5,540万円、不用額が1億9,577万9,  
721円で、執行率は69.7%でござい  
ます。

先ほど申しましたが、小学校費と中学校費という部分が低いと  
いうことで、下に注釈を書かせていただきました。執行率が  
約70%で、これにつきましては、国の補助金を前倒しして空調  
設備を設置することで、26年度に予定していたものを25年度  
予算で前倒しして3月議会で予算をつけました。それを全額26  
年度に繰り越したことで、12億5,500万翌年度に繰り越して  
ござい  
ますので、その部分が執行率を落としてござい  
ます。

この繰り越したものを除きますと、執行率については94.5%  
で、実は、第3回の定例会にかかるわけですが、市の全体の執行  
率が89.3%、約90%で、教育費の執行率としては比較的高  
い。繰り越し分を除けば比較的高いという状況になってござい  
ます。

おめくりいただきまして、3ページから20ページまでが実際  
の議案書としてつけます。教育費の部分だけを抜き出してござい  
ますが、議案としてつける決算の詳細になってござい  
ます。

21ページからが、これは決算の場合の付属資料として、施策  
の成果の報告書ということでつけてござい  
ます。より具体的な部  
分が入ってくるわけですけれども、これの教育費の部分  
を抜き出したものが21ページから50ページになります。

21ページに、25年度の決算について新しいこと等を載せさ  
せていただいております。

1番目に学校施設の整備で改修事業を19工事、国庫の補助金  
を使った工事を、これは10工事になるのですが、実施をしてい  
る。

情報機器も20年度に導入したサーバー、パソコン等の更新を  
行った。

指導助手の派遣事業は52人、時間のほうも4時間から5.5  
時間にふやして、支援の充実を図った。

いじめについては、いじめを考える児童・生徒委員会を引き続  
き実施するということと、巡回教育指導相談員を1名増員、4人

体制で相談体制を強化した。

問題行動の対策指導助手については2名の増員、また勤務時間も4時間から5.5時間にふやして、未然防止、早期発見に努めている。

特別支援につきましては、介助員を2名増員して、きめ細やかな支援・指導を行った。

一貫教育につきましては、22ページになりますが、全中学校校区でその研究に取り組んだということ、また、中段のところで東海大学の協力のもとに、教科学習支援員、そういった部分を本格導入した。

調査については、指導の資料、補助の教材、こういったものを作成、刊行し、各園校に配布した。

生涯学習については、第19回の全国報徳サミットの開催、そのほか親子の音楽会ですとか、親子川柳の大会等、生涯学習の推進を図ったということ。

文化財につきましては、軽便鉄道の記念事業の実施、銀装圭頭大刀の文化財指定、それに伴う特別展等。

公民館については自主事業の実施、955事業、利用者数が全体で48万超という利用者があったということです。

図書館については、前田夕暮の生誕130周年を記念した特別展、講演会、また全国報徳サミットに合わせて、記念講演、映画会等の事業のPRに努め、また、図書館の施設環境の整備・充実を図った。

主な部分がそういうことになります。25ページ以降は個別の事業ごとの実施。いわゆる先ほどご説明していただいた事業の点検・評価の部分を、もう少し細くなる部分がありますけれども、細かい事業を打ち出して点検・評価に記載しているような事業の実績を載せた表になってございます。

先ほど、教育長報告でありましたが議会は9月3日に開会をします。9月3日に、議会運営の日程、25年度決算の認定の議案を上程させていただいて、例年ですと9月12日から始まります決算特別委員会で、教育費が一番最終日になることが多いのですが、審議をいただいて10月3日の閉会日に、最終的にはこの決算が認定、議決をされるという手続を予定しております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

それでは、ご質問はございませんか。

決算特別委員会は18日ごろですか。

9月12日から18日まで行いますが、例年ですと18日、最

望月委員長

教育総務課長

望月委員長

終日の午前中になることが多いというか、大体その辺がめどになります。

ほかにありますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、「議案第12号 平成25年度秦野市一般会計（教育費）決算について」、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第13号 平成26年度秦野市一般会計（教育費）予算の補正について」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

「議案第13号 平成26年度秦野市一般会計（教育費）予算の補正について」、ご説明をさせていただきます。

これは、決算と同様に、市長に意見を申し出る必要が生じたために議決を求めるものでございます。これも同様に、地方教育行政法の規定によりまして議会の議案として提出する際に教育委員会の意見を聞くというようなことでございます。

内容につきましては、西中学校屋内運動場等複合施設整備事業費につきまして基礎データとなる測量業務でございます。測量を実施してございませんので、この事業を進めていく中で測量が必要になってきます。実は、27年度当初予算の計上を考えていたわけですけれども、ここで前倒しして測量業務の委託を実施するために、予算の増額をするとともに、関係の歳入等の財源の構成等を行うために補正予算の提案をさせていただくものでございます。

おめくりをいただきまして、「平成26年度歳入歳出予算の補正」ということで一覧がございしますが、これですとちょっとわかりにくいということで、参考資料をつけ加えさせていただいております。

まず、参考資料のほうをごらんください。

歳入でございます。まず国庫補助金として教育総務費委託金ということで、当初、この事業につきましては、基本計画の策定支援委託を予定してございます。そういう中で、その予算につきましては、県の先進的な事例の補助金ということで、3分の1の補助事業をいただくことになってございましたが、右に書いてございますように、基本設計委託業務について、国が、都市再興のためのPRE、これは公的不動産ということですのでけれども、公的不動産の活用検討委託調査という調査事例をやっているところの調

査を国の調査事業として市が受託すると、10分の10の全額が国の調査業務という扱いになるということで、申請をしましたら承諾をいただきまして、受託事業にするということで、ここで915万5,000円を新たに歳入として入れてございます。それに伴いまして、県費の補助金、当初、900万円の委託事業を考えていたのですが、それにつきましては、今回、補正の調査委託、そちらのほうの経費に回すということで、最初の460万程度ですので、900万円の事業の3分の1の300万円を県費で乗せているのですが、減額をして半分にして、予算を150万に減額をするというものでございます。

歳出でございますが、今回、先ほど申しましたように、複合化施設の区域の測量委託業務を27年度に予定していたものを前倒して実施する。具体的には、求積図の作成と縦横断面図の作成を行いまして、事前に、例えば都市計画法ですとかまちづくり条例ですとか、そういったものの調整を事前に進めていくためには、より詳細なそういった基礎データが必要になるということなので、測量調査委託費を463万4,000円、補正予算として計上するということです。

審査員の報酬は、実際に事業者を選定する際に審査会を設置して、その委員の報酬でございますが、実は、謝礼として計上してございます。先ほど言いましたように、市の附属機関になるということで、まだ審査会自体の設置はしてございませんが、当然、規則で設置をしていくというようなことで、謝礼ではなくて報酬として支払うというようなことで、その組みかえをするというようなことでございます。今ある予算を違うところから報酬のほうに切りかえるという事務的な作業になるということで、具体的には、今言った測量の463万4,000円を新たに乗せる。今の調査委託は国の受託事業で10分の10、この測量については県費のほうを活用して3分の1の補助というようなことでございます。これも、先ほど言いましたように、9月3日に開会する議会に計上して、これについては9月5日の議案審議で議決をいただくこととなります。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

何か意見等ありますか。

公的不動産、PRE活用検討委託調査みたいな、これは国の補助金だと思うのですが、こういうところの情報というのはどのように入手されるのでしょうか。

この事業、国という書き方をしてございますが、実際には国土

望月委員長  
内田委員

教育総務課長

交通省の事業でございます。こういうものがあると県を通じて市町村に来る場合もございますし、この場合は、こういう事業をやっていく、公的不動産を多目的に活用していく中で、実はどんな事業整備予算、そういったものを探っていく中で、こういう調査委託をやっているということで、基本的な計画をつくる、うちのように、どちらかといったら事業化に向けた計画をつくる、そういったところの先進の事例を国が調査受託するというので、持ち込んだところ、たしか5つの市町の事業が採択をされたということです。

文科省のものでしたら情報は来るのですが、国土交通省となると、アンテナを高くしないとイケません。国の制度は、実際に募集が載るのが3月の末ぐらいで、国からの採択の通知が来るのが6月とかで、逆に、県の補助金の申請を正式にしていると乗れなくなってしまうというところも出てきますので、今回はうまくいきましたけれども、国は、いろんな補助金を、それから調査委託をしてくれるのですが、今回はタイミング的にうまく合いましたけれども、なかなか、いいものがあったもつけれないというふうなことは往々にしてございます。

内田委員

こういうものがうまく活用できるといいですね。ありがとうございました。

望月委員長

先般、空調設備の進捗状況を知りたいので、西中に行ってみて空調設備の状況をいろいろ見てきたのですが、その折に、第1棟が、もう1週間くらい前ですから完全に更地になっているからかもしれないんですけども、測量というのはいつごろからやる予定ですか。

教育総務課長

9月5日に議決をいただいて、すぐに実施して、年内、26年12月末までには、一定の成果品が年内には出てくるような形で委託をしていこうということで、実施の場所は、今、言われました北側の消防署も含めた部分の求積図をつくるということと、南側の体育館、公民館側のところの求積図と、あと、西側に市道がありますけれども、その部分、道路沿いの学校との敷地の部分の測量を行うという予定になります。

望月委員長

ほかにございますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、「議案第13号 平成26年度秦野市一般会計（教育費）予算の補正について」、議案のとおり決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

生涯学習課長

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第14号 秦野市曾屋ふれあい会館条例の廃止に係る申し出について」の説明をお願いいたします。

「議案第14号 秦野市曾屋ふれあい会館条例の廃止に係る申し出について」を説明いたします。

提案理由といたしましては、ここにあるとおり、市民の自主的で主体的な学習の場を提供するための施設として平成11年から設置した曾屋ふれあい会館について、建物自体が昭和40年に福祉会館として開設された建物をそのまま使っておりますので、建築後49年を経過した中で、耐震上の課題とともに施設の老朽化が進んでいることから、条例自体を廃止するため申し出するものでございます。

廃止の時期につきましては、市民や利用団体への周知徹底と跡地利用の検討について、現在、地権者でもある地元の曾屋地区の5つの自治会と継続的に協議が行われていることなどを考慮して、来年の3月31日といたします。条例施行日は4月1日からという形になります。

曾屋ふれあい会館の廃止については、前回の教育委員会会議の中でも協議事項として私のほうで口頭で概要を説明いたしました。その際に、議案提出とあわせて詳細な資料の提出というご意見もございましたので、今回、参考資料を添付させていただきました。この参考資料に基づいて、ご説明をさせていただきます。

先ほどお話ししたとおり、建物の老朽化、耐震性にも課題を抱えるということ、それから、近隣の公共施設の整備状況を踏まえた中で、秦野市として、公共施設再配置計画、それから新行革推進プランにおいて、本来は平成25年度をもって廃止が位置づけられておりました。しかし、地元の自治会との協議の中でなかなか調整が進まず、会館廃止を一時的に延長してまいりましたけれども、ここで、4月以降、地元との協議の中で歩み寄りが図られまして、廃止についての理解を得られたという部分がございます。やはり、安全性に欠ける状況をそのまま放置しておくことはできないということもございまして、教育委員会の議決を得た後、9月議会のほうに条例廃止の議案を提出したいという考え方でございます。

資料にある「施設の概要・利用状況」「主な経過」については、説明を省略させていただきますが、裏面を開いていただきたいと思います。3番目に、「今後の取り扱い」という形で3項目ございます。本日の教育委員会での議決を受けた後、先ほどもお話し



しましたとおり、市議会第3回定例会に同様の廃止条例の提案を提出してまいります。そして、審議した後、議決後、直ちに市民や利用団体に対し会館廃止に向けた十分な周知を図ってまいりたいと思います。そして、資料には書いてございませんが、現段階で考えている廃止後の建物解体については、来年度の当初予算に工事費を計上し、できれば年度早々に解体自体を施工していきたいという考え方をっております。

なお、3番目に「廃止後の跡地利用」という部分がございます。公共施設再配置計画の中では、自治会だけではなく、一般利用という機能も備えた開放型自治会館への建てかえというものが計画の中でイメージされまして、その支援についても位置づけております。現段階、曾屋5自治会との話し合いの中では、地元としては、単独での自治会館建設ではなく、市の助言のもとで、今は、社会福祉施設機能など、民間と連携した複合施設の建設を模索しております。この部分についての考え方、これは地元が土地を持っておりますので地元の考え方で進めていく部分ではありますが、市としても、公共施設再配置推進課、それから自治会を所管する市民自治振興課と私ども生涯学習課が連携して地元との協議を行いまして、跡地利用の検討に伴ういろんな情報提供、アドバイスなどの支援を行ってまいりたいと思います。

また、市民自治振興課のほうでは、既にご説明した開放型自治会館建設に対するより柔軟で高次の財政的な支援の取り扱い方針を既に定めておりますので、このことも地元నికిちつと説明していきたいと考えております。

以上で議案第14号の説明を終わりにしたいと思います。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

望月委員長  
内田委員

何かご質問、ご意見ございますか。

一つ確認ですが、この土地は自治会所有の土地だったということですか。

生涯学習課長

今おっしゃられたとおり、地権者と書いてありますが、曾屋5自治会が共有で所有しているという形になります。

内田委員

建物は市の建物ですか。

生涯学習課長

建物は市の建物です。

望月委員長

この開放型自治会館は、まだ具体的にはイメージ化していないということですか。

生涯学習課長

公共施設再配置計画の中でイメージがありますが、曾屋ふれあい会館の跡地利用での具体的なイメージはまだありません。

先ほどもご説明しましたが、地元の曾屋5自治会は、建物がで

望月委員長  
内田委員

きた後のランニングコストの負担軽減ということで、民間とタイアップした複合施設整備を模索しており、その中での開放型自治会館の整備も、今後検討していく形になります。

ほかにいかがですか。

もう一つ。開放型自治会館の建てかえの計画に当たっては、市としては何かかわりを持つのでしょうか。

生涯学習課長

曾屋ふれあい会館の廃止は、公共施設再配置計画という市の政策の中で決定し、開放型自治会館の建替えがイメージしています。それを地元が取り入れる場合は財政支援をしていくことになっていきますので、当然、それを地元が選択されましたら、市としては支援していくということでございます。

望月委員長  
飯田委員

ほかにいかがでしょうか。

参考資料を見ると、利用人数が年間2万7,000人いられて、利用者の方は、これがなくなると、この間もお話に出たと思うんですけど、本町公民館か、あとは、その辺だと利用する場所といったらこども館になりますか。

生涯学習課長

近隣の代替施設としては、本町公民館、あとは、少し離れていますが、末広ふれあいセンターがございますので、そういう施設を利用していただくことになります。ただ、子どもの利用については、今、お話のありました、こども館も活用できるというふうになっています。

飯田委員  
望月委員長

ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

—特になし—

望月委員長

それでは、「議案第14号 秦野市曾屋ふれあい会館条例の廃止に係る申し出について」、議案のとおり決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、「議案第14号 秦野市曾屋ふれあい会館条例の廃止に係る申し出について」は原案のとおり可決されました。

次に、協議事項に入る前に、暫時休憩いたします。

—暫時休憩—

望月委員長

それでは、再開いたします。

協議事項に入りますが、「(1) 全国学力・学習状況調査について」の説明をお願いいたします。

教育指導課長

よろしく申し上げます。

ことしの4月22日に実施されました平成26年度全国学力・学習状況調査の児童生徒に対する調査のうち、教科に関する調査、

具体的には、小学校6年生の国語・算数のA・B問題並びに中学校3年生の国語・数学のA・B問題の結果の扱いにつきまして、以下3点についてご協議をいただきたいと存じます。

なお、児童生徒に対する調査のうち、質問紙調査及び学校に対する質問紙調査の結果の扱いにつきましては、これまでどおりの公表と考えております。

では、1番、「秦野市全体の平均正答率等数値について」でございます。

まず、これにつきましては、(1)数値を公表していきたい。

(2)数値を公表する主な理由としては、ア 平成26年度より全国学力・学習状況調査に関する実施要領が変更されました。これにつきましては、裏面に資料を載せてあります。そのうちの1の(1)、ここに詳しく書いております。変更されたことを受けまして、このタイミングを捉えるとともに、近隣市町村の状況を鑑み、社会情勢に即した対応が求められているというのが一つの理由です。

なお、近隣市町村の状況につきましては、裏面の大きい2番、ここに状況を載せてあります。

主な理由の2点目、イです。平成19年度、秦野市情報公開・個人情報保護審査会より「公開」と答申を受けております。この内容につきましては、裏面の大きな3番の(1)、ここに詳細を載せてあります。さらに平成25年度、同審査会より再度同じ答申が出されました。これは同じく「公開」という答申です。

理由の3点目、これまで調査結果を多面的に分析し、秦野市全体の結果・傾向等を文章で示してまいりました。これに加えて数値を活用することで、分析を深めて、より具体的なわかりやすい調査結果として、授業力の向上につながるのではないかと考えております。

2点目、各小中学校の平均正答率等数値についてでございます。この扱いにつきましては、(1)数値は非公開とする。

(2)数値を非公開とする主な理由といたしましては、1点目、ア 平成26年度より全国学力・学習状況調査に関する実施要領が変更となりましたが、この変更は裏面の1の(2)に参考資料として詳しく載せております。教育上の影響、例えば学校間の客観的序列化が生じるおそれがあると考えます。

2点目、イ 小規模校においては、個人が特定されてしまうおそれがある。単学級において、なおかつ人数が少ない学校で、この結果になったのは、この児童もしくは生徒ではと特定されるお

それがあるのではないかと考えております。

3点目、ウ 平成19年度、秦野市情報公開・個人情報保護審査会より「非公開」と答申を受けております。これは裏面の資料の3の(2)に詳しく書いております。さらに平成25年度、審査会より再度同じ答申、非公開とするという答申が出されました。

以上3点が非公開とする主な理由でございます。

大きな3点目、「その他」ということで、従来、これからも、秦野市全体の調査結果については、学識経験者の方、校長会代表、教諭代表、指導主事等で構成する秦野市全国学力・学習状況調査結果分析活用検討委員会を組織し、分析・検討を行ってまいります。今後の改善方策、秦野市全体の平均正答率等数値も含め、公表したい。毎年行っている分析結果を提示することとあわせて、数値等についても、数値というのは秦野市全体の平均正答率等の数値でございますが、これもあわせて公表ということで、詳細につきましては、今後、日程等を検討して、またお示ししていきたいと考えております。

以上、ご協議のほどよろしく願いいたします。

望月委員長

それでは、1の秦野市全体の平均正答率等数値について、2の各小中学校の平均正答率等数値については、一緒にやりましょう。

一応、市の基本的な考え方として、こういうような考え方が示されたのですが、ここで皆さんのご意見を自由にいただきたいと思っております。

内田委員

今回、平成26年度の調査の結果に関しては、私自身としては、このとおりでよろしいのではないかと考えています。

平成25年度、昨年度の結果の非公開についての議論においては、市全体の平均正答率のところは、当初実施する前の前提として、あくまでも実施する前提条件として公開しないという形で実施したという議論があったと思います。それゆえ公開しなかったということが大きな理由だったと思います。今回は実施する前から公開するというので実施していくこととなるのかと思いますので、その点は特に大きな問題はないのかなと考えているところです。

いずれにしろ、2番の各学校の数値等は、やはり公表するべきではないと思っております。

以上です。

望月委員長  
教育長

ほかにどうでしょうか。

今、内田委員からお話がありましたけれども、25年度の結果をもとに審査会で答申があった。その中で基本的に公開というこ

とを受けているのですが、19年度のとくに同様の公開ということを受けながら、教育委員会として議論をされた結果として非公開という答えを出しておりました、そういう意味では、国の考え方というのは、25年度、26年度で国の考え方が変わってきている。そうしたタイミングを見計らうということが、ここにも書いてありますとおり、説明責任を果たすことが重要であるという実施要項の中で方向性が変わってきている。そうしますと、26年度からは、こうしたものに少なくとも応えていかなくてはならないのではないかというようなことを思っています。

それともう一点、各学校のということについて、これは、去年、教育長会議があった折にも、神奈川県としても、学校ごとについての公表は県としても考えていないということです。これは、先ほど事務局から説明があったように、小規模校、あるいは学校数が非常に少ない町や村、そういうところでは個人の特定にそのままつながりかねないということが懸念されるので、そういうものを考慮した場合に、県全体としてそういう方針を出すということは考えていないというお話もありました。秦野でも同様に、小規模校というものは存在するわけですから、それについては、ここに書いてありますとおり、非公表という形でいくのがいいのではないかという思いではおります。

望月委員長

今、神奈川県教育委員会では、学校ごとの公表については考えていないということです。

教育長

静岡県知事は結果が悪かったところの校長先生の名前を公表するという話で、それには相当いろんな批判があつて、転換をされましたが、今度は上位を公表するということを言われました。イコール、上位を出すということは下位があるわけで、もし出した場合は、そこがわかってしまう。その結果を見た下位の学校の子どもが校長先生に謝ったということが新聞に出ていましたけれども、本来あるべき姿ではないなと思います。少なくとも、個人名が特定できるような仕組みでいくことについては、避けていきたいと思います。

望月委員長

公表することについてはいかがですか。

飯田委員

海老名市、真鶴町は、公表するような動きですか。

教育指導課長

真鶴町に関しては、1校しかないもので、しないのではないかと思います。逆に、できないのではないかと思います。ただ、海老名市に関しては、今、情報交換を行っていますが、検討中であるということで、まだ先がこちらに伝わってきていないので、この時点では把握できていない状況です。

飯田委員  
望月委員長  
教育長

以上です。  
ありがとうございます。  
ほかにどうですか。

現実的に、清川村も中学校は1校ですが、1校しかなければ、当然のごとく、この学校ということになるわけですから、その辺が、あくまでも、学校名を公表してしまうことになると、全てがわかってしまうということが出てきてしまうわけです。

高橋委員

私も、このタイミングで、市の平均の数値はもう出していいかなと思います。やはり学校ごとは非公開としていただきたいのですが、市全体のものは出すような時期に来ているのではないかなという気はします。余り出さないことに固持してしまうと、秦野市はそんなにひどいのかということにならないためにも公表してもいいのかなと思います。

教育長

明確な理由をもって、公表しないということが説明できればいいのですが、国の方針も変わり、全体の流れも公表という方向に行っている中で、例えば、秦野市が単独で市全体を出さないとした場合は、明確な答えが出せるかどうかだと思います。実は、審査会というものは、通常ですと、答申があると、その答申どおりに動くというのが今までの流れですが、19年のときに教育委員会でそうしたことが議論された結果として出さないという答えを出しておられますから、そうしますと、今回の場合、特に審査会にかかっているわけではありませんが、今、高橋委員がおっしゃられたように、このタイミングでないと逆に公表しづらいということになる気がします。

望月委員長

私も、3つの理由から、市全体の正答率の公表は賛成という立場をとりたいと思います。

1つ目は、国の考え方の変化、それから、全国的な傾向を見たときに、ここでやることはタイミングとしてもいいのではないかなという判断です。

2つ目は、知る権利の保障をどうしていくかということ。私は、いわゆる地域住民の知る権利の保障ということで、これから、秦野市も、コミュニティスクールなどの導入も考えている中で、地域住民とともに学校づくりをしていく。地域住民が知ることによって、「我々も学校にさらに協力して、その学校を盛り上げていこう」という姿勢に変わると思います。全国の学力調査を見ても、27日の研修会でもそういう話はしますけれども、地域がかかわっているところは学力が高いです。学校支援ボランティアに地域の人たちがかかわっているところは全国的に見ても学力が高いで

す。それにはいろいろ要因がありますが、そういうような点から見ても、知る権利の保障と同時に、これから地域とともに作り上げていく。地域の人たちが学校を批判するというのではなくて、学校を支え、学校の教育力を高めていくというような視点に変わっていかねばいけないと思います。ですから、知る権利の保障という言葉を使っておきたいと思います。

それから、3点目は、授業力、授業改善の再吟味なり再チェックという視点。これからは全体の公表をしてもいいのではないかと。要するに、今までも、学力調査をする大きなねらいは授業力の向上になるわけです。それで、各学校ともそれぞれ授業力の向上に取り組んできているわけですが、ここでさらに、各学校の授業改善の取り組みを、公表することによってさらに吟味してみ、そして、学校として体制の確立をさらにこうしていこうとか、授業力の向上についてはこうしていこうということを考えるきっかけにしていきたいと思うわけです。

以上3つのことで、市全体のことは公表していいのではないかと思います。学校ごとの公表については、反対。これは、簡単に言えば、日本の過去の歴史が証明しています。

内田委員

1番に関してですが、従来は結果と傾向を文章で示してきたと思います。今度は数値も出すということで、より具体的なわかりやすい調査結果としていくと書かれていますけれども、数値だけですと、逆に言うと、数字だけがひとり歩きするかもしれないということで、文章もあわせていくということ、ここも大事な一つのポイントなのかなという感じがしています。

教育指導課長

そこは要領にも明記されていますけれども、数字だけを出すのではなくて、分析した結果とあわせて出すということがうたわれています。

望月委員長

出し方については、今何か考えていますか。

教育指導課長

今検討中で、これからまた検討しますが、秦野市全体のものを出して文章表記にするか、または、その文章表記の中で、例えば国語の領域、書くことについては全国値より5ポイント秦野市は高いとか低いとか、そういう文章のよりわかりやすい活用をするのか、今後また検討してお諮りしたいと思います。

望月委員長

その内容については今後検討する、きょうは基本的に出すか出さないかをまずやるということです。

教育長

出し方として、今までは、先ほど内田委員が言われたように、文章で分析した結果を出しています。今回は、8月に国が全体の数字だけ送ってきますから、それだけが出されたら、市が先に公

表してしまうという、それだけひとり歩きしてしまいますから、少なくとも、出た数字をきちんと分析して、どういうところが必要なのかというようなものもきちんと整理した上で、数値と文章とをあわせて出していくというほうがいいと思います。

その時期は、分析の時間が必要ですから、少し先になると思います。ただ、その中身のやり方は、今、指導課長が言ったように、どうしていくことがいいのか、いろんな事例を含めて検討するほうがいいだろうと思います。

望月委員長

従来は、いろいろな関係者が集まって検討しました。何回くらい委員会を開きましたか。

教育指導課長

1回で終わるものではないと思います。

望月委員長

ことしも、そういうプロセスを経て、公表時期については、その動き等も見て後日はつきりさせるということによろしいですか。

教育指導課長

はい。

望月委員長

内容についてはこれから検討する。実施時期についてもこれから検討する。名称は検討委員会ですか。そういう動きを見ながら、あるいは国の動向等も踏まえながら、いつやるかということについてはこれから検討していく。これによろしいですか。

では、数値の公表については、公表するということによろしいですね。

—異議なし—

望月委員長

それでは、「その他」に入りますが、「子ども・子育て支援新制度について」、それから、2つ目は「教育委員会制度について」ですが、まず、「子ども・子育て支援新制度について」、お願いします。

教育総務課長

それでは、「子ども・子育て支援新制度について」ということで、実は、お配りをさせていただいておりますA3の縦長のカラー両面刷りのものは、8月15日号の広報はだのに折り込みで入れさせていただいた資料でございます。この事業を担当しています保育課から出したものでございます。

実は、24年8月に、子ども・子育て支援の関連三法が、成立しまして、いよいよ来年4月からこの新制度がスタートするというので、市民の方に周知をするために、保育課で入れさせていただいたものでございます。

まず、この中身をご説明させていただきますが、新制度で変わることの1番は、保育の必要性に応じた認定制度と給付制度が導入されますということ。地域の子育て支援の充実を図ります。認



定こども園だとか小規模保育事業、こういったもので、保育の量の部分になりますけれども、充実を図っていきます。施設や事業が利用しやすくなるように情報提供を図ります。

国が示している新制度で変わることは、具体的な部分が下にございますが、まず認定制度、下に認定区分とございますが、主に従来の幼稚園を利用される方で、3歳以上で幼稚園を利用される方は1号認定。3歳以上で従来の保育所等を利用される方を2号認定。3歳未満で、0から2歳で保育所を利用される方が3号認定。こういう3区分になり、今回大きく変わるのは、その下の「保育を必要とする事由」で10項目ほど入ってございますが、6番目の「求職活動」で、求職、起業の準備を含めてですが、従来、就職を希望するという方では2号認定もしくは3号認定がなかなか受けられなかった。こういったところを、そういう施設ですとか事業を利用しやすくしていきたい、希望する人みんなが旧保育園の利用者の対象になるようにしていきましようという制度になってございます。

右側の2番目に「給付制度」がございます。ここが大きく変わるのですが、今までは、特に私立幼稚園を例にとりますと、保育料とあとは私学助成というもので成り立っていました。保育料は自分の園で定めた保育料、そのほかに私学助成、これは県が助成しておりましたけれども、それによって運営をしていたわけでございます。これを市が定めた保育料に従って使用料をとりまして、それでも運営に不足する部分については、国・県・市、最終的には市が出しますけれども、施設型給付という名前をつけていますが、国・県・市が助成をしていくという制度になります。

3番目は、今までの事業を拡充するということでの対応です。

裏面に「利用申請の手続について」ということで、左が幼稚園・こども園（1号認定）、いわゆる従来の幼稚園という形になりますけれども、4月から新たに入園する場合に、従来は、入園の願書を提出し、入園の選考をして、入園の通知を出していくという形ですが、入園の願書とあわせて認定の申請書を出していただくという行為があつて、市で最終的に、これは1号ということになりますけれども、認定証を交付していくというふうな形になります。

一番下に「保育料について」がございます。新制度に移行する私立幼稚園は、保護者の所得に応じた負担を基本に、国が定める水準を上限として、認定区分ごとに市が設定することとなります。従来はそれぞれの私立幼稚園で設定した保育料が、市が定めた基

準に従って保育料が決まってくるということでしたが、それで公定価格という全体の保育のために必要な経費を保育料から除いた部分に施設型給付という形で国・県・市のお金を入れて、市から交付をしていくということでございます。これはあくまでも私立幼稚園でございます。本市の場合、私立幼稚園は2園で、公立幼稚園がこども園も含めて14園ございます。

そういった中で、公立幼稚園の対応でございますが、一つは、先ほど言いました新制度、今まで、旧の幼稚園は教育標準時間対象の児童という言い方をしましたけれども、公立幼稚園についても新制度に移行して1号の認定を受けるような形に乗っていくということになります。

また、大きく違うところは、認定制度で1号を受けるのは当然ですが、先ほど言ったように、給付の制度、私立の場合は、市が定めた保育料で、残りの部分が国・県・市から施設型給付という形ですが、公立の場合は、従来から市で定めた保育料で、残りの負担は全て市の負担、つまり自治体の負担になっていますので、国では、公立の場合、保育料の改定をするしない、金額は示しませんとしています。現行の利用者水準、公立施設の役割ですとか意義ですとか幼保・公私のバランスを考慮して市町村が判断してくださいということで、国では公立幼稚園に対する保育料の基準は出しませんということになっています。

今後、うちの場合は公立こども園もありますし、大きく変わる私立保育料を市が定めていくということにあわせて、この保育料についてはまた教育委員会会議にお諮りをして決めていきます。実は、保育料については、国が私立幼稚園の基準として示した保育料が、一般的には2万円程度、公立幼稚園は、ご承知のように、月額8,800円で、何回か前にご説明したときには2万円というのがもう少し低くなるのではないかという予測をしていましたが、ほとんど現行私立の保育料水準と変わらないということで、そうなると、今の国が私立に示した保育料を公立に合わせるとなると、保育料が倍以上になるということになります。また私立幼稚園を国が示した額よりも低い保育料を設定することも市が決めますので可能ですが、低く設定した場合の差額は、国・県からの補助はないため、市で見てくださいということになります。2万円を1万5,000円にして、5,000円安くしたとすると、5,000円は市の自己負担で見てくださいということになります。その辺についても、今まだ詰めている部分もございますが、いずれにしても、簡単に国が示した私立の保育料に乗ってい

くことも難しいだろうという状況で、今後、教育委員会会議にもお諮りしながら進めていきたいと考えてございます。

それと、きょうお配りしました「教育関係ニュース」がござい  
ます。この8ページを見ていただくと、市のものよりもコンパクト  
に出ておまして、左上に「私立幼稚園の選択肢」ということで、  
現行のままでいくのか、子ども・子育て新制度で認定こども  
園になるのか、新制度の幼稚園になるのか、現行のままでいくの  
かということ、実は、今、私立幼稚園には照会が来ています。  
27年4月から、新制度によるのか今までどおり私学助成という  
形でいくのかということ、紹介がされています。運営費という  
ところを見ると、この制度に入っていくのか今までどおりの幼  
稚園で私学助成を受けていくのか、実は、なかなか大きな岐路に  
立っているわけですが、私どもも含めて、移行したら今まで  
とどのくらい変わるのか、移行しないとやっていけないのか、  
やっていけるのかということがまだ明らかになっていなくて、市  
内の先ほどの2園もまだ検討しているという状況になってござい  
ます。

もう一点、10ページに、新制度の認定こども園になるより従  
来の保育園と幼稚園に分けたほうが先ほど言いました施設型給付  
が多くもらえるという園があるようです。国がつくった計算ソフ  
トで計算してみると、こども園のままいくと今よりも減額されて、  
こども園ではなくて前の幼稚園・保育園に戻ってしまったほうが  
よくなるのではないかという新聞記事がござい  
ます。この新聞記事は、加入しているところの3割、55園ぐらいが返上を考  
えているという記事で、なかなか、制度までにはあと半年で入るの  
ですが、市がどのくらい負担するのか、国からどのくらいの補助が  
来るのか、法律上は、国が2分の1、市町村・県が4分の1ずつ  
ということがあるわけですが、どうも、それ以外の市町村  
ですとか県の負担が上乗せであるということもござい  
ますし、先  
ほども言いました私立幼稚園の保育料、秦野市の設定は、秦野市  
の子が伊勢原市、平塚市、二宮町に行ってもその料金になってしま  
う。例えば、秦野市の子の料金と平塚市の子の料金と伊勢原市  
の子の料金とが違ってしまいうということも、でてきます。県は、  
市町村によって保育料が変わるのはどうかということで、7月末  
の説明会では保育の担当課が出まして、県で総合的な調整をした  
いという話をしている、その結果がどうなったかということはまだ  
来ておりません。

その中で、公立幼稚園は新制度には乗っていきます。それに伴

教育長

う保育料等の改定についてはまだ検討しているという状況で、非常に歯切れは悪いけれども、そんなことで新制度がスタートしていく。ただ、現実的に、保育料を変えなければ、1号の認定を受けること自体は今の幼稚園の入園の願書を出すとき、一緒に認定の申請書を出すという行為がふえるだけですので、直接保護者には大きな負担が出てくるようなことはないような状況なのです。かといって、新制度は教育・保育の総合的な支援を進めていくという大きな旗を振って始めた事業でございますが、余り変わりませんということでは新制度の効果が無いのではないかとということもありますし、一方では、保育料を見直すという中で、国が示した私立のベースに変えていくのは難しいということで、現在検討を進めているような状況でございます。また次回以降の教育委員会会議にお諮りをして、ご協議をいただくようになりますので、よろしく願いいたします。

今、説明の中で、10ページの「認定返上を検討」という、一定規模以上のところだと、大規模なほど単価が下がるため減ってしまうので、国が出した基準からするとともに戻ったほうが良いということもございます。この制度自体が、27年度に始まりますが、27、28は消費税相当分の7,000億円が丸々充当されるかどうか分からない。29年度からは7,000億円が丸々充当ですと国は言っていますが、この辺のところ、これからどうなっていくのかというところは非常に微妙な部分があると思います。

それともう一つは、今、課長が説明していましたが、秦野市の公立幼稚園をどうするのかという最終的な結論は出していません。それともう一つ、秦野市のこども園の問題は、年少、年長の幼稚園の子どもがいて、この年長である上のお子さんが卒園して、次に下のお子さんが年長になったとき、そこで制度が変わって保育料の8,800円が例えば今の話のように2万円になってしまう。そうしますと、保護者についてはこども園でなくて、幼稚園を選択したいという方もあるだろうと思います。そういうこともきちんと整理して、今後どうするかということの答えを出さなければいけないということを検討していますので、もう少し煮詰まりましたら、そのことを皆さんにご相談しながら方向性を出していきたいと思っています。

望月委員長

ほかにありますか。

保育園は厚労省、幼稚園が文科省、補助金は、今度、内閣府に一元化されると10ページにありますよね。

教育長

既に、こども園に関しては、厚労省と文科省の両方が出向で内閣府に来て、内閣府が全部やるとしています。それぞれに任せていると答えが出ないので、内閣府が全面的にこのことを進めています。最終的に、その所管が内閣府から別なところにまた将来的に行ってしまうのかということはまだ不明ですが、基本的に内閣府が全部処理をするということになっています。

今、事務的にも全部内閣府が行っていて、手足は厚労省と文科省になります。会議に行っても両方が出てきて、内閣府が真ん中にいて、こちらに厚労省がいて、こちらに文科省がいて、職員が出向で来ています。その人が全部答えを出していく、取りまとめを内閣府がやっているという形になっています。

望月委員長  
教育長

取りまとめだけを内閣府がやるわけですか。

現時点では、それが、将来的にも内閣府が全部の仕事をやっていくのかどうかということは、説明はまだないです。

望月委員長

そういうことですか。

ほかにありませんでしょうか。

—特になし—

望月委員長  
教育部長

では次に、「教育委員会制度について」、お願いします。

それでは、「教育委員会制度のことについて」、私からご説明させていただきます。

お手元に、ホチキスでとめたA4のものと1枚でA3縦書きのものがございます。A4のつづったものの要約がA3だにご理解いただきたいと思います。要約したものがA3になっていますので、A3をまずごらんいただいて、それについて説明をさせていただきます。

それでは、上から順番に説明をさせていただきますが、まず、今回の制度改正で大きく変わったことは基本的には3つでございます。一つは新教育長になるということ、それから、大綱を首長がつくる。それから、総合教育会議というものが首長のもとに設けられるということでございます。

まず、上から、新教育長でございますが、任命については、首長が議会の同意を得て任命します。任期は3年ということでございます。職務と服務の関係でございますが、仕事は、今までの委員長プラス教育長の仕事の一つになって、新教育長はその仕事をする権限持つ、そういった中身でございます。代理でございますが、「新教育長」の一番下に「代理」という言葉が書いてあると思いますが、代理は委員の中から選任する。ただし、事務執行が困難な場合は、その職務を事務局職員に委任することができると

というような内容でございます。

次に、教育委員会、これについては大枠今までと変わりはございません。読んでいただければと思っております。

それで、「大綱」と「総合教育会議」というものがございしますが、実は、大綱も総合教育会議の中で決めるという流れになっておりますので、総合教育会議ということについてまず触れたいと思います。市長は総合教育会議を設ける、会議は市長と教育委員会により構成するという中身になっております。招集は、市長が招集し、必要があると思料されるときは会議の招集を教育委員会が求めることができるというようなことになっております。それから、この会議で協議される中身については、大綱の策定、教育諸条件の整備、児童生徒の生命・被害等の緊急措置に関することということでございます。

なお、この会議については原則公開でございます。会議録についても、努力義務ということで、公表に努めなければならないとなっております。

それから、大綱でございますが、大綱というのは基本方針をまとめたものということで、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に関するものということでございます。大綱の期間でございますが、国の想定は、4年から5年程度を想定したものであるという考えをお持ちでございます。それから、市長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、大綱を決めるということでございまして、例えば、本市で言えば、協議の結果、教育プランの基本方針が大綱になるとなれば、あえて大綱を作成する必要はないというようなことも国では示しております。一つの例でございます。

また、この中身、政令等の改正については、この後また国から通知がされるという状況になっております。基本的なスタンスはそういう状況でございます。

望月委員長

何か質問ありますか。

地教行法が戦後8回変わって、教育委員会制度にかかわる部分で今回が一番大きな改革になるわけですね。

教育長

今、部長からの説明の中では経過措置のことに触れませんでした。新制度で教育委員の任期は4年で、全員が一遍にかわらないような仕組みはもともとつくられています。今回、4年任期でその中のある委員がなるべく毎年1人ずつ異なる年に交代するよう調整する必要があるということを書いてきています。今、秦野市の場合には、お二人は同じ時期ですが、ほかはみんなばらばら

です。その2人同じ時期もこういうふうにしなくてはいけないのかということは、任期が来たときに次の人の年数を変えて間に入るようにしなくてはいけない。4年以上の任期はできませんから、手前に持ってくるようになります。

望月委員長

それで、教育会議の大綱を作成するとか案をつくるのか、それは教育委員会事務局が中心ですか、市長部局ですか。

教育長

それは、今、市長部局に投げかけてあります。

望月委員長

国としての方針は何かありますか。

教育部長

基本的に、市長部局で行うことを原則とする。市長が招集、大綱も市長がということになってございますので、主体性はまず市長部局になります。ただ、実情によって、事務を教育委員会事務局に委任または補助執行することができるということでございます。いずれにしても、市長や市長部局とよく協議した中で決めていくわけです。もっと言いますと、総合教育会議の前打ち合わせではないですけど、今の教育委員と市長が話し合っただけということも決めるような場も必要になる可能性があるのかなと思っております。

望月委員長

ほかにいかがでしょうか。

今回、これともう一つ、コンパクトにまとめたこれが配られて、大分これで我々も理解を深めることができたのではないかと思います。

きょう、これを皆さんにお配りしましたが、これもやはり教育委員会制度のことで、7月に教育委員長が記入するアンケートが来ました。これを見てわかりましたが、全国の教育委員長約600人に送り、206人の委員長から回答があつて、回答率は34.4%で、ちょっと低いなと思いました。中に幾つか書いてありますけれども、これなども見ると、今の教育委員長がどう考えているかということも把握できるのではないかなと思しましたので、コピーをとっていただいて、きょう、皆さんに配付しました。

それから、この「教育関係ニュース」で、神奈川新聞からアンケートが来たものがありまして、その結果のことが、27ページをごらんになっていただくとよろしいかと思います。これは教育長に来たものでしたか。

教育長

神奈川新聞は全部です。市長と教育長と委員長になります。

望月委員長

その結果が集約されたということです。また時間があれば一読ください。

本件について何か質問はありますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、「教育委員会制度について」はこれで終了したいと思います。

学校教育課長

それでは、「その他」の案件ですが、学校教育課からお願いします。

私からは、中学校給食に関するアンケートにつきまして、口頭で中間報告をさせていただきたいと思います。

6月の教育委員会会議で説明をさせていただきましたが、7月中旬から下旬にかけて、生徒、教職員、そして市民に対してアンケートを実施いたしました。生徒、教職員につきましては、夏休みに入る直前に実施をいたしまして、生徒891人、教職員245人に回答をいただいております。

回収したアンケートにつきましては、既にデータの集計が終わっておりまして、今、結果をまとめている最中でございます。また、市民アンケートにつきましては、2,000人に対して郵送で実施をいたしました。回答数は本日現在で841件、回答率が42%となっております。届いたアンケートにつきましてはデータパンチをしているところですが、期限が過ぎても日に当たり1件ずつぐらいまだ届いている状況ですので、順次追加でパンチをしている状況でございます。

集計結果につきましては、全てのアンケート結果がまとまり次第、改めてご報告をさせていただく予定ですので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

以上になります。

望月委員長

この前、教育委員会会議に報告がありました学校給食のアンケートですね。また結果等がわかりましたら、よろしく願います。ご苦労さまでした。

高橋委員

高橋教育委員、市町村教育委員会連合会第2回役員会について報告をお願いいたします。

先週の13日に、鎌倉市で市町村教育委員会連合会第2回役員会が開催され、その場では、各市町村への負担金が昨年どおりということで提案され、可決されました。また、10月31日に教育委員会の研修会が行われるということが決まりました。午後2時から4時半までという予定で、講演会の講師が円覚寺のご住職さんがされるそうです。そのときに、文科省の役人も見えて30分程度制度改革について話をされるということになっております。

以上です。

望月委員長

よろしいですか。



では、10月31日、これはまた通知が来ますので詳細は後日  
でよろしくお願いたします。

「その他」、ほかにございますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、秘密会の前に、次回の日程調整をお願いいたします。

—次回の日程調整—

望月委員長

それでは、ただいまから秘密会をいたしますので、関係者以外  
の退席を求めます。

—関係者以外退席—

[削除]

望月委員長

以上で8月の定例教育委員会会議は終わります。